

消費者庁からの指導書への回答について

この度の当社による認証不正問題について、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様
に多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、2024年1月19日に消費者庁より、当社における内部公益通報対応体制について措置を講ず
るよう、公益通報者保護法に基づく指導書を受領いたしました。本日その実施結果と運用状況について、
以下の内容を同庁へ報告いたしましたのでお知らせいたします。

【指導事項とその対応状況】

	指導事項	実施事項	実施時期
1	内部通報の調査体制整備 ・利益相反の無い体制構築 ・人材リソースの確保	・従来、原則として案件発生部署が主体となり調査を行っていた体制を、監査部主導で案件発生部署と利益相反の無いチーム編成にて調査する体制へ見直し ・監査部の内部通報要員を増員 (2024年4月1日付で8名増員)	'24/4
2	匿名通報への対応 ・匿名通報への対応方針の明確化 ・匿名通報者への通知	・匿名通報者への対応結果の通知を規程として明文化	'24/4～
		・匿名通報者への対応結果のメールでの通知を開始	'23/5～
3	上記1・2に基づく規程見直しと社内への周知 (労働者等/役員/退職者(1年以内))	・「内部通報制度運営規程」を制定し、主に以下の項目を明文化 (1) 案件発生部署と利益相反の無いチーム編成にて調査する体制の構築 (2) 匿名通報者への対応結果の通知 (3) 通報者に不利益となる取扱いや、通報者の探索行為の禁止	'24/4
		・役員、組織長への説明会を実施し、その資料を社内イントラネットに掲示 ・運用変更点の要旨を社用パソコン起動時に自動表示 (退職者へは郵送で通知)	'24/4～6

当社は今後も、働く全ての人々が安心して声を上げることができ、働くことができる、風通しの良い職場環境を整えてまいります。

以上